

種別	規則・手順	管轄	施設安全管理推進部会	担当	支援部 生活支援担当
----	-------	----	------------	----	------------

## 施設安全管理推進部会設置要綱

### (設置目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター障害者支援施設（以下「施設」という。）に、埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第10条第1項の規定に基づき、施設安全管理推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 この部会は施設利用者に対して提供されるサービス又は提供されなかったサービスによって起こりうる、生命、身体、財産に被害が生じた事件、事故や健康被害、信用の失墜につながる施設運営上の問題の発生を防止することに万全を期することによって、安全な施設生活環境と安心のサービスを提供し、利用者の信頼に応えることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 事故、インシデント、安全管理の用語の定義は、安全管理要綱に同じものとする。

### (組織)

第3条 部会は施設業務に直接従事する各部門の責任者等で、次に掲げる職にある者を持って構成する。

- 一 福祉局長
- 二 支援部長
- 三 サービス調整担当課長
- 四 生活支援担当課長
- 五 自立訓練担当副技師長
- 六 自立訓練担当課長
- 七 就労移行支援担当課長
- 八 健康支援担当看護師長
- 九 健康増進担当部長
- 十 栄養担当副技師長
- 十一 事務局担当者（生活支援担当）

### (部会の運営)

第4条 部会長は福祉局長とする。

- 2 副部会長は支援部長とする。
- 3 部会長は会務を統括し、部会を代表する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、これを代理する。

## (業務内容)

第5条 部会は次の事項を協議し、決定する。

- 一 施設内の事故防止のための調査に関すること  
事故・インシデント報告事例の情報収集及び分析・検討・活用  
安全のための施設内定期的巡視点検
- 二 施設内の事故防止のための対策の立案とその改訂に関すること  
安全対策のための日常業務チェックポイントの明確化  
安全対策マニュアルの作成、改訂  
施設事故防止対策マニュアルの作成、改訂  
感染防止マニュアルの作成、改訂  
その他、事故防止上必要な対策の決定
- 三 施設内の事故防止についての啓発・指導に関すること  
安全・事故防止のための研修等の検討及び実施  
感染防止のための研修等の検討及び実施  
マニュアルの周知と利用に関する評価・指導の実施  
その他、事故防止のための研修等の検討及び実施
- 四 医療安全管理推進部会・感染防止対策委員会等、他の委員会等との連携に関すること
- 五 その他施設内事故防止に関すること

## (部会会議)

第6条 部会長は毎月1回会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会長は必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (報告)

第7条 部会長は部会の協議結果・対策の実施状況等を議事録等をもって、安全委員会に報告する。

## (施設安全管理責任者の設置)

第8条 安全管理要綱第13条第1項の規定に基づき施設安全管理責任者を置く。

- 2 施設安全管理責任者は支援部長とし次の業務を行う。
  - 一 施設安全管理に関する企画立案及び評価
  - 二 各部門における安全管理対策の実施状況の把握・分析を行い、安全管理の確保のために必要な業務改善などの具体的対策の推進
  - 三 施設安全推進員への支援、情報提供
  - 四 施設安全対策の体制確保のための各部門との調整
  - 五 施設安全対策に係わる体制を確保するための職員研修の実施

## (施設安全推進員)

第9条 安全管理要綱第14条第1項の規定に基づき各部門に施設安全推進員を置く。

- 2 施設安全推進員は各部門において次の業務を行う。
  - 一 事故等の調査及び原因分析、事故防止策及びサービス提供方法の改善、部会への報告・提言
  - 二 インシデントレポート及び事故報告書の作成
  - 三 安全委員会、施設安全管理推進部会及び医療安全管理推進部会等において決定した利用者の安全管理に関する事項の所属職員への周知・徹底・実行
  - 四 インシデントレポートの積極的な提出についての職員への働き掛け
  - 五 安全管理上の事項で他部署との検討が必要な場合の調整
  - 六 その他、事故等防止に関して必要な事項の検討、報告

(事務)

第10条 部会に関する事務は生活支援担当が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成24年5月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、埼玉県総合リハビリテーションセンター施設事故防止対策部会設置要領は廃止する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年11月1日から施行する。